

四日市市告示第539号

保々地区都市計画マスタープラン（地域・地区別構想）を策定するにあたり、四日市市都市計画まちづくり条例第21条第3項の規定による当該決定案の縦覧を行うため、次のとおり告示し、決定案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該決定案について、縦覧期間満了の日までに四日市市に意見書を提出することができる。

令和7年 9月29日

四日市市長 森 智広

1 縦覧する図書

保々地区都市計画マスタープラン（地域・地区別構想）決定案

2 縦覧場所・意見書の提出先

四日市市諏訪町1番5号

四日市市都市整備部都市計画課

四日市市市場町3039-5

四日市市市民生活部保々地区市民センター

3 縦覧期間

令和7年10月1日から令和7年10月15日まで

（土・日曜日、祝日を除く）

（都市整備部都市計画課）